Bay Bisexual Transgender

セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)

LGBT (エル・ジー・ビー・ティー) とは、レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の頭文字をとった、性的指向及び性自認における 少数者を表す用語であり、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) とも言われます。

LGBTという言葉は最近よく見聞きするものの、 正直よく理解できていないという会員の方も少な くないのではないでしょうか。

そこで、弁護士として知っておいた方がよい LGBTに関する基礎知識や実践について、両性の 平等に関する委員会の委員にご執筆いただきま した。 (LIBRA 編集委員 小峯 健介)

CONTENTS

- 座談会 LGBT 自身が語る、置かれている現状と リアルな思い、弁護士に伝えたいこと
- LGBT 基本用語解説
- 弁護士のための LGBT 基礎講座
- LGBT 法律相談ケーススタディ〜弁護士としていつ相談されてもおかしくない事例〜
- LGBT の先駆的訴訟『府中青年の家事件』 弁護団長・中川重徳会員インタビュー
- セクシュアル・マイノリティ電話法律相談の手応え
- 『両性』の平等に関する委員会セクシュアル・マイ ノリティ PT について

注:本稿では「LGBT」をセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)と同じ意味で使用しています。

座談会

LGBT 自身が語る, 置かれている現状とリアルな思い, 弁護士に伝えたいこと

セクシュアル・マイノリティはどのような生きづらさを抱え、社会に何を求め、法に何を感じ、そして弁護士には何ができるのだろうか――そのような疑問に答える座談会が開催された。条例、法律、メディアや教育など、多岐にわたるテーマにつき、それぞれの立場から率直な意見を伺った。

注:*印については、10頁「LGBT基本用語解説」参照

両性の平等に関する委員会 委員長 寺原 真希子 (52 期) 委員 山本 真由美 (62 期)

メンバー

鳩貝 啓美氏

特定非営利活動法人レイン ボーコミュニティ collabo 代表理事。臨床心理士。レズビアン当事者であり、セクシュアル・マイノリティの女性が前向きに生きることを支援する活動を行っている。

岩本 梓氏

トランスジェンダー*当事者 (MtF*)。レインボー金沢 のボランティア・スタッフ として、セクシュアル・マ イノリティが安心してつな がることのできる交流会の 開催や、行政等への働きか けを行っている。

永野 靖会員

当会会員(53期)。ゲイ 当事者であり、セクシュア ル・マイノリティの法律相 談のほか、同性婚を求める 活動、LGBT差別禁止法の 制定を求める活動などを行っている。

コーディネーター

寺原 真希子 会員

当会会員(52期)。両性の平等に関する委員会委員長。2012年3月に同委員会にてセクシュアル・マイノリティをテーマとしたシンポジウムを全国の弁護士会で初めて開催。日弁連「LGBTの権利に関するPT」,同「性同一性障害特例法に関するPT」,LGBT支援法律家ネットワーク,日弁連に対する同性婚救済申立の弁護団などに名を連ね,セクシュアル・マイノリティの人権擁護のための活動を行っている。



自己紹介

寺原:まず、自己紹介からお願い致します。

鳩貝:私はレズビアンの当事者で、間もなく交際10年になるパートナーと同居生活をしています。「レインボーコミュニティ coLLabo」というNPO法人をやっていまして、セクシュアリティを隠さなくても生きられる社会をつくりたいということで、主にセクシュアル・マイノリティの女性をターゲットにした相談、ピアサポート、勉強会、それから社会に向けた啓発、情報発信などをしています。

岩本:私はトランスジェンダー*のMtF*で、戸籍上の性別は出生時から男性ですが、性自認*は女性です。「レインボー金沢」で2012年からスタッフをしており、そこでは交流会や行政などに対する改善の働きかけを行っています。2015年4月に発足したLGBT法連合会の代表団体の1つともなっています。

永野:司法修習53期の弁護士です。大学卒業後、いったん金融機関に勤めていたんですが、私自身ゲイの当事者で、将来日本でも同性愛者の法律問題が問題になることもあるかと思いまして、40歳のときに弁護士になりました。現在は、セクシュアル・マイノリティの方の法律相談、NPO法人「動くゲイとレズビアンの会」の相談事例のケーススタディ、パートナー法ネットという同性パートナーシップ法や同性婚を求める団体の一員としての活動、LGBT法連合会におけるLGBT差別禁止法の制定を目指した活動などをしております。

カミングアウト* について

寺原: ご両親に対して、あるいは職場などで、カミング アウトをされていますか。

鳩貝:両親に対しては、私が32歳ぐらいのころにカミ

ングアウトしました。電話で父から突然お見合い話を持ってこられまして、このまま黙っていたらもうレズビアンとしては生きていけなくなるという危機感を感じて、精一杯伝えました。そうすると、「分かったけど、結婚しないと決め付けなくてもいいのではないか」とか、かなり混乱したような状況だったんですね。なので、「性的指向*って変えられないんだよ」と訴えて、最終的に父は、じゃあ、実存主義的に理解しようと。母には父から伝わらなかったので、翌年もう一度仕切り直しをして話しました。母の存在は私にとって大きいので、自分から言うのは勇気がいったんですね。同性愛の本を並べておいて、話題にしてもらえるように差し向けて、「これってあなたのこと?」と聞かれるのを待って、話をしました。

岩本:私は当事者の方や親しい友人、医療関係者にはカミングアウトしていますが、それ以外ではほとんどしてないですね。両親はどちらもカミングアウトする前に亡くなりました。母親は、子どもの姿や雰囲気が変わってきているので、何となく以心伝心のような感じもありましたが、特にそれで問いただすようなこともなく、変だとか、悪いだとか言うこともなく、ともかく子どもだから理解しているよという雰囲気で接してくれたので、ありがたかったなと思います。職場については、職場の産業医の方と、ごく一部の方にはお話ししていますが、それ以外にはお話ししてないです。といっても、トランスジェンダーですので、何となく雰囲気を見てそうじゃないかなと思っている方も多いと思うのですけれども。

永野:私は、司法修習が終わって入所する事務所を探したときには、自分がゲイであって同性愛者の問題に取り組みたいと思っているということをオープンにして就職活動を行いました。ですので、お世話になった事務所の所員の方は私がゲイであるということは知った上で採用もしてくださったと、そういう経過です。

鳩貝 啓美氏

そうは言っても、カミングアウトの問題というのは 終わりがありませんので、例えば、私でも依頼者と話 をしているときに、「結婚されているんですか」とか、 「お子さんはいらっしゃるんですか」という話は出て くることがありますけど、「実はゲイでございます」と は話しません。だから、基本的にオープンにはしてい るんですけれども、日常的に、新たな人に出会うご とに必ずカミングアウトの問題は問われることなので、 どういうタイミングでどういうふうにお話をするかと いうのはいつも考えていますし、それは多くのセクシ ュアル・マイノリティが同じではないかなと思います。 あくまでも本人が、置かれた状況やらもろもろの条件 を考えてカミングアウトをしたいと思ったときにする という、そういうことなのかなと考えております。

渋谷区と世田谷区の動きについて

寺原:渋谷区では2015年3月に成立した条例によって 11月からパートナーシップ証明の発行が始まりました。世田谷区では要綱という形でやはり2015年 11月からパートナーシップ宣誓書の受け付けが始まりました。これについてどのように感じていらっしゃいますか。

鳩貝:coLLaboの事務所は世田谷にあるので、世田谷区の上川あや区議から呼び掛けがありまして、区民の方と勉強会を始めるというところから会として関わってきました。リアリティのある当事者の声を区長に伝えようと、普段は表立っては活動していない区民の方たちが一生懸命訴えに出掛けていくところから宣誓までを共にしてきました。制度に対しての当事者はカミングアウトと一緒で、メリットと宣誓をしに行くという開示する勇気とを天秤にかけているという感じはあります。今後は利用していくことで同性パートナーの姿が顕在化して、日本中に普及・拡大

するだろうし、いずれ国でという議論になるかなと、 とても楽しみに期待しております。

岩本: NHKが10月に全国のLGBTの方に調査をして、全国2,600人あまりの方から回答がありました。その中で、こういう証明書の制度ができたら利用したいかという質問に対して8割以上の方が利用したいという回答でした。すぐ使うかどうかは別として、そういう制度ができたら、何かのときにある種のセーフティーネットの一部になると期待されているのでしょう。それから、トランスジェンダーでパートナーと戸籍上同性の場合に、戸籍の性別変更をしなくても公的にパートナーとして認められるというのは、そうした当事者にとっては一つの安心材料です。先ほど述べたNHKの調査では、トランスジェンダーの方の中でも利用したいという方がかなりいました。現在、日本では戸籍の性別変更のための要件が非常に厳しいことも理由でしょう。

永野: これまで同性カップルというのは、法的には赤の他人という位置付けであったわけですけれども、今回、同性カップルがこの世の中に存在するということを行政が認めて、何らかの法的な位置付けを与えたということですよね。確かに婚姻とは違って、法的な効果というものは希薄ではあるんですけれども、これまで存在が認められていなかった同性カップルなり、あるいは同性愛者というものを行政が認めた、その波及効果として社会的な承認が大きく深まったというところに意義があったということではないかなと思います。

日弁連に対する人権救済申立てについて

寺原:2015年7月に、日弁連に対して、同性婚を認めないことは人権侵害であるという人権救済の申立てがなされました。私もそうですが永野さんはその代理

人のお一人、鳩貝さんと岩本さんはそれぞれ申立人 の中のお一人でいらっしゃいますけれども、経緯等 について改めて教えていただけますか。

永野:LGBT問題に関心がある弁護士の中でやろうということになって申立てをしたのですが、ちょうどそれと並行して偶然に渋谷区の条例の話や同性婚を認めない州法は憲法違反であるというアメリカの連邦最高裁判決が出てきたこともあり、私どもが当初予定していた以上に社会的に注目をしていただくことができたかなと思っています。ただ、背景として、ここ10年、20年の間、同性カップルの法的な保障を求めるという取り組みは地道にずっと続いてきていたんですね。そういう長年のいろいろな人の地道な努力というものがここでぱっと花開いたというふうに思っています。

鳩貝: coLLaboを始めて5年が経つ中で,同性婚について議論するとコミュニティが分断しちゃうんじゃないかと避けていたんですね。ただやっぱり同性のパートナーシップという話題は,当事者の困り感を具体化するし顕在化させるんですね。当事者も自覚が促されていくし,やっぱりパートナーシップは扱わなきゃと思っていた矢先にその話が来たということで,これはぜひ動かなきゃと思いました。coLLaboのスタッフとともに陳述書を書いたり,あるいは署名をしたりということで一緒に参加して活動をしてきたんですけれども,みんなで社会的な意識を高めることができたという意味においても,このテーマはとても意義が大きかったなと思っています。

岩本: 私の場合はトランスジェンダーのMtFで、戸籍 上は男性で性的指向が女性なので、戸籍の性別変更 をしなければ女性と結婚できるわけですが、性別変更 をしてしまえば結婚できません。どちらかを選ばなけ ればならないというのはやはり人権侵害ではないかと 考えたことが申立てに加わった理由の1つです。もう 1つの理由は、地方でもこの問題があることを少しでも社会に可視化したいという思いからです。

トランスジェンダーからの申立てについては、私のように性別変更しなければ結婚できるというタイプと、性別変更をしないと結婚できないけれどもいろいろな事情があって性別変更できないで困っているというタイプの2タイプあるのですが、いずれにとっても、性別変更が結婚の障害になっているのはおかしなことですので是正していただきたいと、申立てに参加させていただきました。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に 関する法律について

寺原:2003年に成立した「性同一性障害者の性別の 取扱いの特例に関する法律」によって、一定の要件 を満たせば戸籍上の性別を変更することができます が、変更のための要件が厳し過ぎるというご指摘が 先ほどもありました。実感として、性別適合手術* のハードルが高いが故に要件を満たすことができない という方が多いというふうに感じられますか。

岩本:ええ、それは強く感じます。2000年代から、ヨーロッパを中心に手術を必要とせず、さらにはホルモン治療も必要とせず、申し立てて裁判所などが認めれば変更できる国が増えています。また世界で5カ国では医師の診断書も不要で医師の関与がまったく必要なくなっています。性別適合手術は、費用の面でも体への負担の面でも非常にハードルが高いし、手術をしても今は結婚しているか20歳未満の子どもがいたら要件を満たしません。生まれたときの戸籍の性別とは違う形で実際に生活しているけれども戸籍が変えられないために、本人も非常に不便や不利益を被っているし、変更できないことでご家族自身も困っている方もいます。

寺原:性別違和*があるんだったら性別適合手術を受けて戸籍上の性別を変更すればいいというふうな安易な論調もありますが、この点についてはいかがでしょうか。

岩本:特例法ができたことは大きな進歩だと思うのですが、性別違和がある人はみんな手術を受けて戸籍の性別変更をすればいいじゃないかと思っている方が実は非常に多いんですね。なので、戸籍の変更をしてないトランスジェンダーの人が逆に肩身が狭くなっていたり、あるいは差別を受けることが実際にあります。性別違和があっても性別変更にこだわらない、あるいは変更に抵抗があるという人も、実際にいます。性別違和の程度が非常に強ければ変更したいと思う場合が多いですが、手術をためらったり迷う方も非常に多いですね。手術が必要ないのなら戸籍変更したいという方もいます。国連でもこうした要件を問題視しており、特例法の見直しが必要な時期でしょう。

教育について

寺原:LGBTについては、人権教育としての学校教育 と生涯教育が非常に重要だと考えていますが、これ に関連して、ご自身の学生時代のエピソードをお話 しいただけますか。

鳩貝:同性愛であるということに気付いたのは小学校5年生のときなんですけれども、当時は1970年代後半です。探した情報は百科事典、それから父の本棚にある生活指導の資料ですね。あとは書店に行ってフロイトとかの新書を見るみたいな。ただ、そこには異常性愛とか性的倒錯というたぐいの記述しかない。この悩みは誰にも言えずにいました。家族にも、あと、学校でもですね。言ったらもう最後だと。心の中は常に孤独でした。

現在、中学校と高校のスクールカウンセラーをし

ているんですけれども、生徒からセクシュアリティに 関する話題が出てくることが時々あります。自然に 受け入れる空気もあれば、異常なことと捉えている 子もいる。そんな中でセクシュアリティに関する情報 は格段に増えています。だから、時代の変化はある んですけれども、ただでさえ自分と異質な人を拒否 したり、なるべく問りから浮かないようにするという ことに力を入れる世代ですから、指導的な立場の大 人が介在して、教育的支援・配慮ということをして いく必要があると思っています。大学や教員養成の 段階から、センスのいいリーダーシップが取れる教員 を育成していただくのと、あと、教育委員会などそう いう教育行政の方から動かしていくというようなこと をしていかないと、なかなか学校現場は変わりづらい のかなと感じています。

岩本:私は、何か変わった生徒だと友達からも先生からも見られていたようです。けれども小中学校が自由や自主性・個性を尊重し伸ばす教育方針だったので感謝しています。また私の場合はトランスジェンダーだけれども性的指向は女性なので、外見的には異性愛ですし、当時は1970年代ですので、LGBTの情報は皆無に近い状況でした。ですので、自分がトランスジェンダーであるとはっきり自覚したのは30代後半になってからですね。

私は関西出身ですけれども、最近、地元の自治体がセクシュアル・マイノリティの支援資料として、卒業生で当事者の人に在学時のことをアンケートで尋ねた回答をもとにリーフレットを作り、教育委員会や現場の先生一人一人に配ったそうです。そうすると、アンケートに答えた当事者の出身校と年代を見て、「あの学校は私も勤めていたところだけど全然気付いてあげられなかった」とショックを受けた先生も随分いらしたと聞きました。子どもの方から先生に打ち明けるのは非常に大変なので、先生の方から打ち明



永野 靖 会員

けてもいいと思ってもらえるような雰囲気づくり、あるいは子どもへの話の中身も大事でしょう。いろいろな子どもたちの個性の一つとして温かく受け止めていただけると非常にありがたいです。

永野:私も中学、高校時代というのは1970年代にな りますので、今とは随分状況が違うかとは思います。 私もいわゆる思春期のころに、今思えば性的な関心は 男性に向かっていたわけですけれども、なかなかそれに 気付くことができませんでしたが、ある日ある出来事が あって、自分のそういう性の在り方は同性愛なんだ と自覚しました。当然私自身も同性愛は変態だとか 異常だとか、そういう情報にさらされて生きてきてい て、そういう偏見を内面化していますので、自分が 同性愛者だと気付いたときには本当に足元が崩れ 去っていくような衝撃だったですね。そういうふうに 気付いたところで、じゃあ、どこに情報があるかと いったら、当時は何の情報もありませんし、自分以外 のゲイとどこで出会ったらいいだろうということも 全然分かりませんでしたし、 学生時代は本当に孤立 した状態でずっと過ごしていました。

思春期のころに自分がセクシュアル・マイノリティであると気が付いて、仲間を探そうというときに、今はインターネットという手段はありますけれども、ネットの情報は本当に玉石混交ですので、安全な出会いが保証されているとはまったく限らないと思います。実際にあんまりいい出会いができなくて、そこで大人から性暴力を受けたり、薬物を使うようになってしまったり、恐喝をされたりだとか、そのようなこともあります。学校教育の中でセクシュアル・マイノリティに関するきちっとした情報も与えられていませんし、安全な居場所というものが保証されているわけではないので、出会いを求めていったときに、非常に大きなリスクが待ち構えているという構造は、今でも残っていると思います。

メディアでの取り上げ方について

寺原:以前と比べると、メディアがLGBTを取り上げることも増えてきましたが、その取り上げ方は時にはLGBT市場はもうかるといったようなビジネス的な観点からだったり、あるいは、必ずしも正確な知識や理解に基づく内容ではなかったりすることがあります。また、テレビ番組などでLGBTを笑いの対象とする風潮はほぼ改まっていないと感じています。この点についてご意見をお願いします。

鳩貝:個人的には、ビジネス的な観点で取り上げるということについては、世の中で取り上げられることによって存在していいんだということが最終的に当事者のもとにも届くということであれば、悪くないというふうに思います。基準としては、セクシュアリティに揺れている子どもや大人たちが見てポジティブに受け止められる報道であるならばいいなというふうに願います。

あと、レズビアンはお笑いの対象にすらならないんですね。レズビアン、バイセクシュアル女性とか、 FtM*の方とか、いまだ顕在化が足りない人たちもいるので、そういう部分についてメディアの力というのは絶大だと思います。

岩本: これまでサービスを受けたいけれど受けられなかった人に同等のサービスを提供することは、公平なビジネスを行うということですから評価すべきです。けれども、ただ、もうけ狙いが主眼になってしまうと、やはり当事者から見て非常に違和感を覚えますし、当事者からも非当事者からも共感を呼べないのではないでしょうか。どういうポリシーでやるのかがこれからしっかり問われてくるのではないかと思います。

最近,福生市で殺人事件が起きて,「殺されたの は性転換した男性です」というニュースがいろいろ



コーディネーター 寺原真希子会員

なメディアから流されました。性転換という言葉が 使われているということ自体、偏見がある、あるいは 多様な性についての知識が乏しいということですし、 マジョリティの側から見た奇妙な人であるといった 視点が強くて、非常に残念です。セクシュアル・マイ ノリティに関しても、個人の特徴や属性について、 対等の人間であるというリスペクトを持ち、プライバ シーを尊重して報道してほしいと強くお願いしたいと 思います。

永野:いわゆるビジネス的観点からセクシュアル・マイノリティを取り上げるときに、例えばゲイはファッションセンスが優れているとか、芸術的なセンスが優れているとか、そういう言い方で取り上げられることがあるんですね。それは一見するとポジティブなイメージで語られているようでもあるんですけれども、実態としては、ゲイといったって別にファッションセンスのいい人も悪い人もいるので、特別に才能があるからだとか芸術的に優れているからセクシュアル・マイノリティが認められるという、そういうことではないんですね。性的指向の故に差別されてはいけない、ただそれだけの話であって、特別な才能があるから認めてくださいという話では全くないと思っております。

社会に対して求めることなど

寺原: 普段感じていることや社会に対して求めること などについてお話をいただければと思います。

鳩貝:2015年末の『偽装の夫婦』というドラマはある 現実を表していると思います。偽装結婚、友情結婚 という在り方は、セクシュアル・マイノリティの存在 とか生き方を認めないこの社会・職場とか、結婚を 強いてくる家族とか、そういったものがあるから、当 事者の若者が今でも事実とは異なる婚姻をしてカム フラージュをして生きるということが本当に身近にも 起きています。男女で結婚したカップルに子どもが いて、最近だと三世代が日本の本来の家族だみたい な。そういう固定した幻想に人を当てはめようと するような動きについては、やっぱりゆがんだ事象が 起きてしまうので、これは間違いだと思います。

それから、ゲイ、バイセクシャル男性だと、例えばHIVの問題に関する調査でいろいろ知られるようになりましたよね。トランスジェンダーの人には特例法があったりということなんですけど、やっぱりレズビアン、バイセクシュアル女性とか、FtX*のような、微妙なゾーンに関しては大規模な調査がないため実態がよく分からない。そこはしていかなきゃなということを強く感じます。

岩本:日本、特に地方にいると、なかなかLGBTが見えない、声がなかなか上がってこない。いないんじゃないか、何もしなくていいんじゃないかと思いやすいんですね。でもそれは見えないからいないのでもないし、声を上げないからいないのではないのです。また、一方では、日本は歴史的に、同性愛に寛容だったとか、異性の服装をすることもしばしばあったとか、そういう例を挙げて、全然問題はないんだと短絡的に話をされる方もいます。けれども、では差別がないか、偏見がないかというと、それはまったく違うのです。いろいろな人がいて、どういう人も自分らしさを大切にしていけるということ、そういう柔らかい社会であるということは、変化に対して柔軟に対応できる、むしろ力強い社会だと思うんですね。

それから、トランスジェンダーの中でもFtMとMtFではかなり状況は違っています。FtMについては、近年では手術を受けて性別変更して戸籍上も結婚した方がかなり増えてきて、ある程度キャリアを描くことも可能になっていますが、MtFの場合は、なかなかパートナーを見つけにくいということもあっ

て随分違います。それは社会の中でのジェンダーの 問題の反映ですので、ジェンダーの問題の改善と歩 調を合わせながら社会の扱いを解決していくことが 必要だと強く感じています。

永野:若い世代でも自分の職場でカミングアウトをし ているゲイというのはまだまだ少ないというのが現状 です。やはり具体的なセクシュアル・マイノリティが ごくごく日常的な職場だとか、学校だとか、身の回り にいるということが、セクシュアル・マイノリティの 理解を進める上では非常に重要なところなんだろうと 思っています。もっとも、カミングアウトはいじめや 嫌がらせに遭うリスクを伴います。とすると、必要な のは、カミングアウトしやすい安全な環境をつくって いくことであり、そのためにはLGBT差別禁止法の ような法律の整備をきちっとして、国や地方公共団 体がその責務として性的指向や性自認を理由とする 差別を解消し、困難を抱えている人を支援していく という枠組みをつくることが重要だと考えます。例 えば企業に対しては、国や都道府県がLGBT差別 禁止法に基づいて研修等企業が講ずべき措置を定 め、企業がそれを実施する。我が社はセクシュアル・ マイノリティにフレンドリーだというメッセージを, 企業の側が明示的に発信していくということが非常 に重要で、そのことによって、その企業で働く当事 者が、この会社だったらカミングアウトして大丈夫 だろうということでカミングアウトをし、さらに周り の理解も進むという、そういう好循環がLGBT差別 禁止法を起点として生み出されると思います。

弁護士に求めること

寺原: 我々弁護士に求めることなどについて教えて下 さい。

鳩貝:人権教育に力を入れていただきたいですね。当

事者の中に人権意識とか人権感覚のようなものを はぐくむような活動に手を貸していただきたいなと思 います。それから、セクシュアリティをオープンにし て肯定的な相談ができたり解決が図られたという経 験談を増やしていきたいと思いますので、ぜひ、東 京であればすべての区やターミナルステーションには 必ずあるぐらいの勢いで、相談しやすい相談場所を つくっていってください。

岩本:問題が起きたときに救急車や医師の役割を果たしていただきたい。それだけでなく、問題が起きる前でも、学校においては、学校と子ども、あるいは親との間に立ち、労働者に対しては雇用主や企業との間に立って、アドバイザーであり、後見人であり、メディエーターであり、ファシリテーターの役割を果たしていただきたいですね。当事者同士ではなかなかうまく話ができない、あるいは誤解していて非常にこじれるということがしばしばありますので、そういうときに第三者的立場に立って、法律的・人権的な視点からかかりつけ医のようにアドバイスいただくということが非常に大切だと思います。

永野: この『LIBRA』を読んでいらっしゃる弁護士の皆さんにぜひ認識していただきたいのは、どの法律事務所にもセクシュアル・マイノリティはいる可能性があるということなんですね。ですので、例えば事務所の中でホモネタで笑うなどというのはもちろんやめていただきたいですし、異性を好きだと決めつけて「彼女はいるの」「彼氏がいるの」って聞くんじゃなくて、「恋人はいるの」という聞き方をするだけでも、この事務所はセクシュアル・マイノリティについてセンシティブだなと当事者側は察しますので、そうすれば、このボスになら話してもいいなと思ってくれるんじゃないかなと思います。

寺原:ありがとうございました。今日のお話を踏まえて 活動を続けていきたいと思います。

LGBT 基本用語解説

両性の平等に関する委員会 委員 千吉良 健一 (63 期) 委員 上杉 崇子 (64 期)

LGBT

レズビアン(女性同性愛者), ゲイ(男性同性愛者), バイセクシュアル(両性愛者), トランスジェンダー(身体や戸籍の性別に違和感があり, それとは異なる性別として生きたいと望む人)の頭文字を取った, 性的指向及び性自認における少数者を表す。セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)とも言われる。

* 「ホモ」「レズ」「オカマ」は侮蔑的なニュアンスを持つ ため使用すべきではない。

性自認

生物学的性別にかかわらず、どの性に自分が属しているかという認識を指す。本人の意思で選んだり変えたりすることはできない。

性的指向

恋愛感情や性的興味を感じる対象が、異性、同性または 両性のいずれに向かうかを示す概念。同性愛か異性愛か は生物学的性別ではなく、性自認の性別を基準とする。 本人の意思で選んだり変えたりすることはできない。

性同一性障害

医学的な疾患名。生物学的性別と性自認による性別の不 一致があることにより社会生活に支障のある状態。

性別違和

2013年改訂のアメリカ精神医学会発行の精神障害診断の手引き第5版(DSM-5)で、「性同一性障害」に代わり使用されている名称。割り当てられたジェンダーと自認するジェンダーに不一致を感じる等の状態。性別違和そのものは精神疾患ではないとされている。

性別適合手術

トランスジェンダーのうち生物学的性別に対して強い違和 感・嫌悪感を抱く者に対し、内外性器の形状を性自認に 合わせるために行う外科手術。「性転換手術」は「転換」 の意が実態に合致しないため使用すべきではない。

FtM (Female to Male)

生物学的性別が女性で性自認が男性である人。

MtF (Male to Female)

生物学的性別が男性で性自認が女性である人。

Xジェンダー

性自認において女性・男性のいずれでもない、あるいは、いずれにも分類されたくないという立場。FtX(生物学的性別は女性であるが性自認としてXジェンダー)、MtX(生物学的性別は男性であるが性自認としてXジェンダー)等と用いられる。

カミングアウト

自己の性自認や性的指向を他者に明らかにすること。

アウティング

本人の了承を得ずにその者が公にしていない性自認や性的指向を暴露すること。

ハッテン場(発展場)

主にゲイが性交渉の相手や恋愛対象を求めて集まる場所。 サウナ、公園等様々な形態がある。ハッテン場と知らずに 紛れ込んだ異性愛者や恐喝目当ての者との間でトラブルに なるケースも少なからずある。

性分化疾患

染色体や生殖腺、内性器や外性器等の身体器官の分化・形成過程に何らかの異常があり、その結果、性に関わる器官の形状が非典型であったり、機能が不全となる疾患の総称。単一の疾患ではなく約70種類以上の様々な機序・症状の疾患群に対する包括的名称。医学的な疾患であり、性的指向及び性自認とは異なる概念であるため、セクシュアル・マイノリティにはあたらないとの見解も有力。

注: 各用語の使い方は人によって異なることがあり、本稿の解説 内容は絶対的なものではありません。

弁護士のための LGBT 基礎講座

両性の平等に関する委員会 委員 上杉 崇子 (64期)

1 性の多様性

「性」は多面的なものとして捉える必要がある。代表的なものとして①生物学的性別、②性自認、③性的指向の3つの側面がある(他に、ジェンダー「社会的性」がある)。LGBTはこの3つの側面を基準に分類される。例えば、生物学的な性別が女性である人を基準にすると

- A ①生物学的性别:女 ②性自認:女 ③性的指向:男 →異性愛女性
- B ①生物学的性別:女 ②性自認:女 ③性的指向:女 → レズビアン
- C ①生物学的性別:女 ②性自認:男 ③性的指向:女→FtM異性愛者
- D ①生物学的性別: 女 ②性自認: 男 ③性的指向: 男→FtMゲイ

しかし重要なのは①、②、③について男か女かは厳格に区別できるものではないことである。例えば、性自認(②)が男か女か決定できない人や決定したくない人も多くいる(これを「Xジェンダー」ということがある)。その意味で「性はグラデーション」とも言われている。

2 LGBTは性的指向及び性自認の 多様性の一部である

(1) 同性愛は「異常」ではない

2015年末ころ、同性愛の可視化が進みつつある反動として、地方議会議員等から「同性愛は異常」との差別発言が続いた。しかし、異性愛も同性愛も性的指向における区別に過ぎない。同性愛は異性愛と比べて少数派ではあるものの、性的指向として「自然」なものである。

- 性的指向は自分で選択できるものではなく、性的な「趣味」とも異なる。異性愛者が異性愛を選択していないのと同様に、同性愛も選択の結果ではなく自然な態様である。
- 同性愛は病気ではない。精神医学の権威である アメリカ精神医学会発行の精神障害診断の手引き (DSM) では、1973年に診断名として同性愛が削除 され、1990年にWHO(世界保健機関)も同性愛 が病気ではないことを確認した。
- 同性愛は生物学上も異常ではない。生物学上、同性愛行動をとる動物は人間以外にも人間に近い類人猿 (ボノボやゴリラ等) を含め多く (約1500種) 観察されている (参照:「LGBT法連合会」ホームページ http://lgbtetc.jp)。

(2) トランスジェンダー, 性別違和, 性同一性障害

本稿での「トランスジェンダー」は「性同一性障害」よりも広い概念である。「性同一性障害」は疾患名として用いられる。性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)により性別の取扱いの変更(戸籍上の性別記載の変更)を望む者は、同法の「性同一性障害者」に該当した上、その他の要件を満たす必要がある(12頁×モ①参照)。

他方,2013年改訂のアメリカ精神医学会発行の精神障害診断の手引き第5版(DSM-5)では、「性同一性障害」という診断名が消え、代わりに「性別違和」が登場した。言葉の言い換えにとどまらず、概念自体が変更されている。「性別違和」とは、割り当てられたジェンダーと自認するジェンダーに不一致を感じることや、割り当てられたジェンダーと反対あるいは異なるジェンダーになりたい欲求を持つこと等を意味する。そして、性別違和自体は精神疾患ではない、と明示された。

日本でも「障害」の語に違和感を持つトランスジェンダーも多く、「性別違和」が広まりつつある。

XŦĵ

性別の取扱いの変更(戸籍上の性別記載の変更)審判の要件

- ① 「性同一性障害者」であるとの診断があること(二人以上の専門医師によるもの)。
- ② 二十歳以上であること。
- ③ 現に婚姻をしていないこと。
- ④ 現に未成年の子がいないこと。
- ⑤ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- ⑥ その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

トランスジェンダーの問題で留意すべきなのは、性別に関する違和感の程度と違和感への対処の仕方は、個人によって様々という点である。全てのトランスジェンダーが性別適合手術や性別の取扱いの変更を望むわけではなく、外観(服装や髪型)の工夫やホルモン療法等で対処可能な人も多い。一人一人のトランスジェンダーの「違和感」を尊重して柔軟に対応する必要がある。

尚, このことに関連して, 性同一性障害特例法が 性別適合手術を性別の取扱い変更の要件としているの は, 要件として厳し過ぎ, 実態にそぐわないとの批判 がある。

(3) LGBT は「人権」の問題である

LGBTに対しては、偏見ゆえに世界中で過酷な差別(暴力や刑事罰の対象等)が続けられてきた。近年、欧米諸国を中心に、いわゆる「同性婚」の法制化が広がり差別解消が進みつつある。しかし、主にアフリカ、中東やロシアでは、刑事罰(死刑を含む)の対象となる等の深刻な差別が継続している。日本では刑事罰の対象といった差別はないものの、同性愛者を包摂した国レベルの法制度は一切ないという差別的事態が続いている。そのため日本は国連から再三、LGBTに関する人権施策を整備するよう勧告を受けている。

LGBTに対する差別を解消すべく、国連は、2011年6月、「人権と性的指向と性別自認」の決議を採択し、LGBTに対する差別に重大な懸念を表明した。この決議には日本政府も賛同している。

3 日本ではカミングアウトしている LGBTが極めて少ない

LGBTは、どの時代、どの地域でも人口の一定数

を占める存在である。株式会社電通による69,989人を対象とした調査(2015年)では、7.6%がLGBTを自認するとの結果が出た。13人に1人がLGBTというデータは学校のクラスや職場にほぼ必ずLGBTの人がいることを示すものであるが、「私の家族・友達・知人にはいない」と答える人が多いのが実情である。これは、多くのLGBTの人々が自らの性的指向及び性自認を隠して生きざるをえない状況にあるからである。

4 なぜカミングアウトしない・ できないのか

日本社会には、LGBTに対する偏見・差別が日常 生活のいたるところに残っているため、LGBTの多く は自らの性的指向及び性自認を明らかにするのをため らう傾向にある。

- 「ホモネタ・レズネタ」が笑いのネタとして公然となされる。これは、ジェンダー規範的に見て従来的な女性像・男性像からはみ出ている人(例えば、物腰の柔らかな男性や短髪・パンツルックで化粧をしない女性)を「ホモ」「レズ」「オカマ」など侮蔑的にからかうことや、同性同士の恋愛を「気持ち悪い」「異常」などと嫌悪・嘲笑することである。「仕草が女っぽくてホモみたい」「結婚しない理由はレズ(ホモ)なんじゃないか(笑)」等。
- LGBTの肯定的なロールモデルがメディアにも身近にもいない。例えば、テレビは一日中「異性愛中心」の放送である。ドラマは異性愛前提、恋人についての質問は本人と反対の性を前提に「彼氏(彼女)はいるんですか?」。「異性愛中心」の話題は、家庭や学校、友人においても当然にある。また、

メモ②

「同性婚」と憲法24条1項

憲法24条1項の「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」の部分は、明治憲法では、婚姻の成立に戸主の同意が必要とされ当事者の合意だけでは婚姻できなかったこと、及び、社会的にも家庭内でも女性の地位が著しく低かったことを反省し、婚姻における男女平等と個人の尊重を定めたものである。この趣旨からすれば、憲法24条1項が同性同士の婚姻を禁止していると読むことはおよそできない。

選択的夫婦別姓を求める訴訟の2015年12月16日最高裁大法廷判決においても、憲法24条1項の趣旨について「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される」とし、婚姻を男女間のみで成立させる趣旨のものとは解していない。

LGBTの親の多くは性的多数者である点が民族差別等と異なる点である。LGBTは親にも受け入れられにくく、家庭内でも孤独の場合が多い。

- 同性愛者は異性愛者が当然利用できる法制度や 社会サービスを利用できないことが多い。同性愛者 を想定・包摂した国レベルの法制度が一切なく, 例えば、婚姻できない、婚姻に伴う相続制度を利用 できない、DV防止法の保護命令制度や家事調停 を利用できない可能性が高い。民間サービスも似た 状況であり、例えば、住宅ローンの「ペアローン」 等を利用できない。もっとも近時、同性愛者を包 摂した施策を整備する地方自治体*1や民間企業が 増えつつあり、今後が期待される。
- このような現状のため、カミングアウトして生活をすることにポジティブなイメージを持つことができない。自分も笑いや嫌悪の対象として扱われるとの恐れが強い。
- 結局カミングアウトせず、LGBTではない自分と LGBTである自分という二重生活を余儀なくされて いる人が多い。社会的地位の問題から、ゲイと レズビアンが「友情(偽装)結婚」をする例も少な からずある。

日本にはLGBT差別はない、LGBTに寛容、と言われることがある。しかし、多くのLGBTがカミングアウトできない現状は、日本にもLGBTに対する差別があることを示すものである。日本におけるLGBT差別は、無自覚ゆえに根が深い面もあるかもしれない。

5 LGBTの法的アクセス障害

以上のような社会的状況から、LGBTの人は法的問題を抱えていても、弁護士にも偏見を持って対応されることを恐れ、法律相談を躊躇する傾向にある。法律相談の際、勇気を振り絞ってカミングアウトしたところ、弁護士に無理解な態度をとられて失望したというケースも少なからず報告されている。

6 LGBT相談に対する弁護士の心構え

- LGBTは異性愛かつ性別違和のない人と同等に 尊重される存在であること(気の毒な人、変わり者 ではないこと)
- 差別や偏見を恐れ、個人の尊厳にとって重要な 事柄である性的指向や性自認をカミングアウトする のが困難な人が多く、生きづらさを抱えている場合 が多いこと(主観的な困難)
- 異性愛かつ性別違和のない人が当然に利用できる法的サービス、社会的サービスを受けることができず困っている場合が多いこと(客観的な困難)

これらを念頭に置いて相談者に向き合えば、LGBT の法律相談は特別難しいものではない。

さらに言えば「性は多様である」という考え方に立つと、LGBTが直面する問題は、異性愛も含めたあらゆる「性」(性的指向、性自認、ジェンダー)に関するあり方の問題だという捉え方ができる。皆が、LGBTに関する問題は、他人事ではなく、自分も当事者なのだと考えることができれば、社会の「性」に関する生きづらさ解消に繋がるはずである。

LGBT 法律相談ケーススタディ

~弁護士としていつ相談されてもおかしくない事例~

両性の平等に関する委員会 委員 仲村 諒 (63 期) 委員 谷田 和樹 (66 期) 研修員 金城 美江 (67 期)

私たちは10年間付き合っている同性カップルで、マンションを一緒に購入したいと考えています。ローンは2人で支払う予定ですし、当然、2人の共有名義にしたいと考えているのですが、異性カップルと異なる注意点が何かあるのでしょうか。

全記名義、住宅ローン及び税金の各点について、異性カップルと異なる問題が生じ得ますので、以下の点に留意してアドバイスすると良いでしょう。

(1) 住宅ローンを組む場合

法律婚をしている異性カップル (夫婦) の場合と異なり、双方の収入を合算して住宅ローンを組むことは断られる可能性が高く、一方の収入をもとに単独で住宅ローンを組むことになります。このように一方が住宅ローンを組むが、2人で一緒に住宅ローンを返済していく場合は、内部的な負担関係について公正証書を作成する等して、当事者の権利を明確にしておくことが望ましいでしょう。また、ローン名義人でない当事者が出捐した金額の証拠(他方パートナーへの振込みの記録等)も残しておく方が望ましいでしょう。

住宅ローンを組むのは一方だが、他方のパートナーも事実上住宅ローンを一緒に返済する場合、厳密にはローン名義人ではない当事者からローン名義人に対する贈与に該当し、年間の支払額が110万円を超える場合には住宅ローン名義人に贈与税が課税される可能性があります。

(2) 名義人が死亡した場合

まずは法定相続人が不動産を相続することになるため、建物の名義人でないパートナーがそのまま居住するためには、名義人の親族と予め協議しておくか、名義人でないパートナーが不動産を取得できるように公正証書遺言等を作成しておくことになります。法定相続人ではない同性パートナーが相続する場合でも、相続税が発生することがあるので、不動産の価値等にも十分に注意して、公正証書遺言等の内容を検討する必要があります。同性パートナーの場合、配偶者控除

の対象とはならず(事実婚の異性パートナーも対象外。 相続税基本通達第19-2-2)、また、通常の相続税の 2割が加算される(相続税法18条)ことにも注意が 必要です。

私が死んだとき、20年以上連れ添った同性パートナーに財産を残したいと考えています。私には子どもはなく、両親や兄弟姉妹は健在ですが、パートナーにできる限りのものを残したいのです。遺言書作成は遺留分などのハードルがあると聞いたので、手っ取り早く養子縁組で親子になってしまいたいと考えています。養子縁組に何か注意点やデメリットはあるのでしょうか。

A 養子縁組の要件,具体的には「縁組意思の 合致」「縁組障害の不存在」を満たしさえす れば,養子縁組すること自体は可能です。しかし, 養親子関係は,同性パートナー関係という実態と異 なるので,以下の点をアドバイスすべきです。

(1) 手続上の注意点

養子縁組届は不備がない限り原則受理しなければならないとされていますが、同性パートナーが養子縁組届を提出する際、養子縁組をする理由を詮索された例があります。また、縁組意思がない虚偽の養子縁組であると疑われる届出について市区町村長から管轄の法務局長等への照会、調査等が行われることがあります(平成22年12月27日法務省民事局通達)。もっとも、ここで例示されているのは過去に縁組・離縁が短期間に複数回行われている場合等であり、直ちに同性婚を目的とした養子縁組が対象となるとは限りません。

また、養親または養子が外国人の場合、養子縁組は、縁組の当時における養親となるべき者の本国法によりますが、養子となるべき者の本国法の保護要件も満たさなければならないとされています(通則法31条)。

(2) 縁組の効果等に関する注意点

普通養子縁組では実親子関係は終了しないため,

相続の際に実親子との間で相続問題が起こる可能性があり、また、その際、養子縁組無効確認の訴えが起こされる可能性もあります(特に亡くなったパートナーがカミングアウトしておらず、死後、実親等に同性愛関係を知られた場合、感情的なもつれから訴訟等が起こされることは十分想定されるでしょう)。もっとも、無効事由の一つである縁組意思(民法802条1項)の不存在については、主として相続や扶養などの財産的関係を築くことを目的としていても、それ以外に親子としての人間関係、精神的つながりを築く意思があるときは縁組意思を認める裁判例も存在するので、争われた場合でも、養子縁組意思が必ず否定されるとは限りません(最判昭和38年12月20日、大阪高判平成21年5月15日)。

相互の親族との間にも法的な親族関係が生じますので(民法727条), 扶助, 扶養義務(民法730,877条)が生じます。

さらに、養子縁組後、同性婚が可能になった場合、現行法では養親子関係にあった者は離縁後も婚姻はできないことになっていますので(民法736条)、将来、同性婚が法的に認められたときに婚姻できない可能性が生じます。もっとも、同性婚を認める立法の過程で同時に解決される可能性もあります。

以上のような弊害が生じる可能性も十分に考慮した 上で、ご検討ください。場合によっては、養子縁組 ではなく、ご両親の3分の1の遺留分(民法1028条) を除く財産を、パートナーの方に遺贈する旨の遺言書 作成も考慮すべきでしょう。

薬物事件で起訴された被告人が、ゲイであり、 薬物使用の動機がセックスドラッグというもの でした。本人はカミングアウトしておらず、裁判を通 じて、ゲイであることが同僚や家族に知られることを 恐れています。このような場合、どのような点に注意 して弁護活動をすべきでしょうか。薬物依存に陥って いる場合、どのようにアドバイスをすべきでしょうか。

(1) 裁判上の配慮

セックスドラッグとして薬物を使用することは異性愛者間にもみられ、被告人がゲイであること 自体が問題ではありません。

その上で、性的指向について、傍聴人等に知られないように弁護活動をすることが必要です。被告人の性的指向に殊更言及した供述証拠は不同意にする、証拠調べで該当部分の読上げを行わないよう求める、事情を知らない情状証人に性的指向が知られないよう書面の提出をもって証言に代える等が考えられます。

(2) 逮捕・取調べに際してのアドバイス

逮捕・勾留中の取調べにおいては、性的指向についての質問に対して黙秘することができます。また、 捜査機関から性的指向を理由とする差別的な取扱い や暴言があったときには、しかるべき方法で抗議すべきです。

(3) 薬物依存からの脱出に向けての活動

同性愛者の薬物依存の場合, 異性愛者の場合と問題点が異なる使用の端緒(自己肯定感が得られず不安を取り除くため等)が存在することがあるので,依存の経緯等を確認した上で適切な自助グループを紹介することが考えられます。

私はゲイですが、先日、付き合っていた恋人に別れを告げました。しかし、恋人は別れるのであれば、私の職場や家族にゲイであることをばらすと言ってきました。私は周囲にはゲイであることは伝えておらず、ゲイだと知られたら、これまで築き上げてきた人間関係が壊れてしまうかもしれません。恋人とは別れたいのですが、どうすればいいでしょうか。

A いわゆるアウティング(10頁「LGBT基本用語解説」参照)の事案です。アウティングは、刑事上、脅迫罪(刑法222条)等に該当する可能性がありますし、民事上も、不法行為(民法709条)に該当しうるものです。

アウティングされる本人は、このような場合パニックに陥っていることが多く、同性愛者であることを自分自身肯定的に捉えておらず、自身では毅然とした対応を取ることが困難な場合も多くあります。また、一旦家族に知られてしまうとその後被害回復がしづらいため、できるだけ早期に対応する必要があります。

このようなケースでは、弁護士が介入すると次第に 相手方からの連絡がなくなることが多いので、積極的 に弁護士が介入すべきです。

弁護士から、①相手方の行為の法律上の問題点の 指摘、②本人、家族及び職場等関係先へ連絡しない ことの要請、③違反した場合に法的手続(刑事告訴、 損害賠償請求訴訟等)を取ることの警告、④連絡は 代理人弁護士宛てにすること等の通知等を行うことが 肝要です。

相手方の住所がわかっている場合は通知書を送付する方法でもよいですが、相手方に対するアウティングとならないように配慮しましょう (本人限定受取の内容証明郵便にする等)。

交際していても、相手方の住所を知らないケースもあります。その場合には本人のメールやSNSのアカウント等を利用して通知をし、通知後即座に着信等を拒否する設定にして、本人に連絡が入らないようにすることが大切です。

私はレズビアンでパートナーと同居していますが、会社で上司から度々「なぜ結婚しないのか」「同性愛者じゃないのか」と言われ、傷ついています。カミングアウトすることも考えていますが、昇進できないのではないか、解雇されるのではないか心配です。本当は、他の既婚社員同様、家族手当等も受け取って普通に暮らしたいと思っています。

(1) セクシュアル・ハラスメント

同性愛者に対するものに限らず,性的指向 や性的経験(恋愛経験も含む),結婚の予定等を会社 または上司個人が尋ねること自体がセクシュアル・ハラスメントであり、態様によっては不法行為として慰謝料請求の対象となります。弁護士から会社に対して通知書を出す、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律上の措置(労働局長の助言・指導・勧告、紛争調整委員会の調停、労働大臣による企業名の公表)を求める、上司個人の不法行為責任または会社の使用者責任について訴訟や労働審判で争うこと等も考えられます。ただし、弁護士の介入が結果的に意に沿わないカミングアウトとならないよう、通知書の内容には細心の注意が必要です。

男性労働者が男性上司らからいじめを受けて自殺したという事案で、いじめの態様の一つとして、女性経験がないことをからかう等した言動を認定し、他の言動と合わせて不法行為の成立を認めた裁判例(川崎市水道局事件・横浜地裁川崎支判平成14年6月27日、東京高判平成15年3月25日)もあります。

セクシュアル・ハラスメントに関する指針(平成18年厚生労働省告示第615号:事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針)が平成25年に改正、平成26年7月1日に施行され、職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、同性に対するセクシュアル・ハラスメントも含むことが明示されています。

(2) 昇進等における差別的取扱い

同性愛者であることと職務遂行能力との関連性が ないため、それ自体を理由とする差別的待遇は許され ず、通常の労働事件同様、争うことができます。

もっとも、同性愛者であることを理由とする待遇であるかどうかは、表立って明らかにされないことがほとんどでしょうから、同性愛者は同期の異性愛者に比べて昇進が遅いことや配置の不利益を受けていること、同性愛者のみが人事評価が低いことなど、具体的なデータを元に争うことになるでしょう。

(3) 同性カップルと職場の家族手当

現状では法的な義務づけは難しいですが、会社と

交渉することを勧めます。東京都渋谷区の「パートナーシップ証明」や世田谷区の「パートナーシップ宣誓書」があれば、交渉が容易になる可能性もあります。

私はトランスジェンダーです。性別により制服が異なる職場で働いていますが、自認する性別に合わせた制服を着たいと思っています。どうすればいいでしょうか。

本ずは、会社と話し合い、自認する性別に合った制服を着たいと申告することになります。それに対して会社が戸籍上の性別の制服を着用するように命令を出したり、それに従わなかったことによって解雇や降格などの不利益処分を行った場合は、地位確認の訴えを提起したり、労働審判の申立をするという方法で争うことも可能です。

法的な手続に至った場合, ライフスタイルの自己 決定権と企業側の有する秩序維持の必要のバランス をとることが求められます。

まず、性別により服装を分類すること自体について、 それが業務遂行上の必要性・合理性を伴うものかどう かという観点から判断されます。

次に、性別により服装を分類すること自体は認められる場合、従業員が自認する性別の服装を着用することが認められるかどうか、という問題になります。

裁判例(S社(性同一性障害解雇)事件・東京地 判平成14年6月20日)では、MtFの従業員に対し、 女性の容姿で就労しないように使用者が求めた服務 命令を、社内外への悪影響を憂慮し当面の混乱を避 けるためになされたものと認めた一方で、懲戒事由に 相当するかについては、①原告(MtFの従業員)が 女性の容姿での就労を求めることは理由がある、②被 告(使用者)の社内における、原告に対する違和感 や嫌悪感は、原告の事情を認識し理解するよう社内 で図ることによって、緩和する余地がある、③にもか かわらず、そのような姿勢を有していたとは認められ ない、④被告の取引先や顧客が抱くおそれのある違和感や嫌悪感については、業務上著しい支障をきたすおそれがあるとまでは認められない、⑤原告の事情を踏まえた適切な配慮をした場合であったとしても、それでもなお原告の女性容姿での就労が企業秩序や業務遂行に著しい支障をきたすとは認められないとして、女性の容姿で出社したことが懲戒解雇に相当するほどの悪質な企業秩序違反とは認められないとしました。

この裁判例がどのような職種,事業内容,所属に もあてはまるとは言えないものの,トランスジェンダ ーの中には,自認する性別に応じた服装をすることは 人格的生存にとって不可欠と感じている方もいるの で,自認する性別に合わせた制服を着たいとの申し 出が当事者から出たとき,使用者側が無配慮でいる ことはやはり許されないことが多いのではないかと考 えられます。

相談を受けた際は、どのような会社で、どのような 部署に配属されているのか、社内でどのような地位に ついているのか、会社や取引先の中で何か具体的な 影響が出ているのか、その影響について会社が何か配 慮をしているのか等を聞き取り、そのうえで最大限の 配慮を求めるように会社と協議すべきです。

なお、MtFの経産省職員が、戸籍を変更しなければ女性用トイレの通常使用等を認めないとした同省の対応に関して、国に対して処遇改善と損害賠償を求め訴えた事案が、本稿執筆時点で、東京地方裁判所において審理中です。同裁判の結果も実務に大きな影響を及ぼすと予想されます。

会社側としては、まずは誰かがトランスジェンダーを含めLGBTの相談窓口となることが必要です。制服、トイレ等本人が何に支障を感じているのか、会社が対応可能なのは何か、会社内のどの範囲(受付窓口のみ、所属部内のみ等)で打ち明けたいのか等、本人と話し合っていくとよいでしょう。ハラスメント防止規程等にLGBTに関しても明記する、人事部担当者

がLGBT研修を受講するなどして、今後は会社側も 理解を示す姿勢が求められています。

私はトランスジェンダーなのですが、性別適合手術を受けておらず、戸籍の性別も変更していません。日常生活上、性別を記載する機会が多々ありますが、自分の認識する性別を記載しても問題ないでしょうか。また、公的な書類には戸籍上の性別が記載されていますが、私としてはやはり違和感を覚えます。それをどうにかすることはできませんか。

A 日常生活では、様々な場面で性別を記載することがあります。単に性別の項目が設けられている場合もあれば、性別が重要な要素になる場合もあるので、ケースバイケースです。

性別については、身体の性別と心の性別があるので、 性自認に基づく性別を記載することが、直ちに虚偽と は言えないでしょうが、まずは相手方にどのような趣 旨で性別の記載を求められているのかを確認した方が よいでしょう。

国民健康保険証については、身体の性別に沿って、 かかりやすい病気・特有の病気があること等から、厚 生労働省は戸籍上の性別の記載以外は認めない方針 を採っています。

もっとも、平成24年9月21日付厚労省の事務連絡「国民健康保険被保険者証の性別表記について(回答)」において、「被保険者から被保険者証の表面に戸籍上の性別を記載してほしくない旨の申し出があり、やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む被保険者証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって、被保険者証における性別の表記方法を工夫しても差し支えありません。例えば、被保険者証の表面の性別欄は「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男(又は女)」と記載すること等が考えられます」との

回答があったことから、保険者に対し、記載の配慮 を求めることにより、性別の表面記載を回避すること が可能です。

その他によく問題として挙がるのは履歴書です。自認する性別を記載すれば、経歴詐称と同様に扱われる恐れがありますし、一方で、当初からトランスジェンダーであることを説明した上で応募すると、トランスジェンダーであることを理由として不採用とされる恐れもあります(その際、企業はトランスジェンダーであることを理由とする不採用とは説明しないと思いますが)。

いずれの場合でも、性別が職務の遂行にあたって重要でない場合には、性別又は社会的身分による不当な差別に該当する可能性があり、許されるものではありません。経歴詐称が懲戒解雇事由にあたるか争われた裁判例では、当該経歴詐称が業務遂行や企業秩序維持を困難にするような性質・程度のものかどうかで懲戒解雇事由の有無を判断していることから(炭研精工事件・東京高判平成3年2月20日)、トランスジェンダーであることのみを理由として解雇することはできないケースが多いでしょう。

他方で、履歴書に戸籍上の性別を記載して、面接に行くと見た目が戸籍上の性別と異なっていることに驚く面接官もいると考えられます。そのため、必ずしも戸籍上の性別を履歴書に書く方が良いと勧めることもできません。

無理にトランスジェンダーであることをカミングアウトする必要はないですが、履歴書にいずれの性別を記載するにせよ、長く働くことになる職場であれば、理解を得られるように説明するという方法も考えられます。

戸籍上の性別を記載すればよいか, 自認する性別を記載すればよいかについて明確な答えはありません。 性別の記載が求められている趣旨や, 本人の意向, 相手方のトランスジェンダーに対する認識等, 様々な 点を考慮して, 判断せざるをえないでしょう。

LGBT の先駆的訴訟『府中青年の家事件』 弁護団長・中川重徳会員インタビュー

中川会員は、日本で初めて同性愛者の人権が正面から争われた裁判である「府中青年の家事件」(第一審:東京地裁平成6年3月30日判決、控訴審:東京高裁平成9年9月16日判決)の原告ら弁護団長であり、事件後もセクシュアル・マイノリティの人権問題に携わられ、現在は、いわゆるパートナーシップ証明の制度が施行されたばかりの渋谷区で男女平等・多様性社会推進会議の委員としても活躍されています。セクシュアル・マイノリティに対する法的サポートの先駆者である中川会員に、お話を伺いました。

聞き手・構成:両性の平等に関する委員会委員 片岡 麻衣 (64期) 委員 小沼 千夏 (66期)



中川 重徳 会員(40期)

* 府中青年の家事件

同性愛者相互のネットワークづくり等を目的として活動していた「動くゲイとレズビアンの会」(通称:アカー)という団体が、平成2年2月に東京都府中青年の家で勉強会合宿を行っていたところ、他の利用者から、同性愛者の団体であることを理由にいやがらせを受けた。アカーは青年の家側に対応を求める一方、同年5月にも再度宿泊使用をしたいと申し込んだが、同年4月、東京都教育委員会は、同性愛者による青年の家の宿泊使用は、都青年の家条例8条1号にいう「秩序をみだすおそれがあると認めたとき」等に該当するとし、アカーの宿泊使用申込を不承認とする処分を下した。同処分の具体的理由として、東京都は「青年の家ではいかなる場合でも男女が同室で宿泊することを認めていないが、同性愛者の場合は同性間で性的関心が生じるのだから、異性愛者の場合と同様、複数の同性愛者が同室に宿泊することを認めるわけにはいかない」等と説明した。これに対し、アカー側が同処分は憲法21条、26条等に違反するとして国家賠償請求訴訟を提起したところ、第一審判決、控訴審判決とも、東京都による不承認処分の違法性を認めた。

――「府中青年の家事件」は憲法判例百選にも掲載されている著名な判例ですが、受任のきっかけは。

きっかけは、中学、高校、大学と一緒だった同級生が、平成2年の2月に嫌がらせ事件が起きた合宿にアカーのメンバーとして参加していて、アカーが東京都と交渉している最中に、彼から「大変なことが起きている」と相談の電話をもらったことです。それで話を聞いて、もうこれは弁護士としてはやるしかない、という気持ちでした。

―― 受任された当初は、事件についてどのような見通し をお持ちでしたか。

最初は、青年の家というのは地方自治法上の公の 施設だから、利用者に対して差別的な取扱いをしちゃ いけないし、正当な理由がないと利用を拒絶できない、アカーの活動や同性愛について正しい情報を伝えれば、さすがに教育委員会は拒絶できないだろうと僕は思っていたんです。ところが、その思い込みに反して不承認処分が出た。それで意気消沈していたら、アカーの中心メンバーに「いや、中川さん、世の中はこんなものです。でも絶対このままにしませんから」と言われて。それで、自分はただおめでたいだけだった、この人たちは腹の据わり方が違うなというのを思い知らされました。

――訴訟提起は不承認処分の約10か月後である平成3年 の2月ですが、10か月間、どんな検討、準備をされたの でしょうか。 弁護士がやれることとしては、もう裁判しかないわけですが、アカーのメンバーたちは、それぞれが親との関係とか、裁判をやることで自分たちの生活はどうなっちゃうんだろうとか、いろいろな悩みを抱えながら丁寧に話し合いをして、裁判をやる方針が決まったのは平成2年6月でした。

それから、東京都のいう男女別室ルールについて裁判官をどう説得するか、弁護士も考えたし、アカーのメンバーとも何度も何度も話し合いました。東京都は、「同性愛者というのは同性同士で性的意識が向き合うんですね、じゃあ男女と同じで同室はダメですね」という論理を考え出していた。この論理には裁判官もやっぱりうなっちゃうだろうと。絶対おかしいとは思うけど、本当に論破できるかというとなかなか手ごわいなということで、どう訴状に書くべきか大いに悩みました。当時は、性的指向を理由とする差別的扱いについて参考文献を探しても外国のことを紹介したものしかなくて、直接日本の裁判所で役に立ちそうなものはなかなかなかったんです。

で、最初は、男女のルールについて同性愛者に類 推適用するというけど、まず類推の基礎になる男性、 女性を分けるというルールも絶対ではないでしょう、 そもそも何でトイレや風呂は男女別なのかとか、そ んな理屈を一生懸命考えていた。だけど、その考え 方はアカーのメンバーから批判されました。「法律的 にどうなのかは別として、僕らは、日本で初めて同 性愛者の人権を真正面から問う裁判を、大変な覚悟 をしてやろうとしているんです。その僕らの裁判で、 何で異性愛者のトイレの話を延々しないといけないの か。何か違うんじゃないか」と言われて、なるほど、 確かにそうだなと思って、また振出しに戻って議論 して。

それで、平成2年の10月頃かな。男女のルールが どうこうということではなくて、複数の同性愛者が青

年の家で同室に泊まるとどういう不都合があるのか、その不都合と青年の家を利用する権利の重要性と、端的にそれを比較衡量すべきじゃないかと。その不都合の大きさとか蓋然性というのが、僕らの利用権を一切否定しないといけないほどのものなのか、そこを問わなきゃいけないというところにようやくたどりつきました。同性愛者の場合は、一緒の部屋になって性行為をされたら困るということだけを徹底しちゃうと、利用権そのものが否定されてしまう。そこに異性愛者とは大きな利益状況の違いがあるのに、性意識が向き合うのは同じと言って同性愛者の問題を異性愛男女に置き換えちゃうと、それがいかにも当たり前のように見えてしまう。だけどそれは違う、男女別室ルールというのは煙幕に過ぎないんだと、みんなでそんな議論をして、それで訴状を書いたんです。

―― 平成6年の東京地裁判決で勝訴した要因は、どんなことにあったとお考えですか。

勝った要因は3つあると思います。訴訟を準備する中でみんなで時間をかけて議論をしたおかげで、訴訟提起の段階で、同性愛者の利用による不都合がどの程度のもので、より制限的でない解決があるのかないのか、それを東京都の方できちんと主張すべきだという問題意識が固まっていた。裁判所もそれに乗ってくれて、東京都に対して、その点を主張・立証しなさいよと書面で求釈明を出してくれたんですね。東京都は初めから男女別室ルールしか考えてないから、同性愛者が同じ部屋に泊まっていると、性行為をするかどうかは分からないけど、するんじゃないかと子どもが想像して大変なことになるとか、何だか訳の分からないことしか結局言えなくなって。そこがまず1つ。

それから, アカーのメンバー3名が個人としても原告になって, 意見陳述や本人尋問で, 積極的に自分

たちの姿を見せながら、同性愛に気付いた時の孤立や、学校や職場での生きづらさについて語っていった。 裁判官もそういう話を聞くのは、初めてだったんじゃないでしょうか。僕らは、性的少数者がどこにでもいるんだということや社会的な差別の現実を、裁判官に実感として分かってもらうことに徹底してこだわりました。傍聴席にもものすごい人数がそれこそ全国から来て、そういうところで裁判官に伝わるものってすごくあったと思うんですよね。

もう1つは尋問で、こちらの証人になってくれたトム・アミアーノさん(当時のアメリカ・サンフランシスコの教育委員長。ゲイであることをオープンにし、同市における教育現場でのセクシュアル・マイノリティの人権擁護の礎を築いた人物)の尋問が非常に大きかったですね。彼は、最初から「お前たちを一緒にしたらセックスをするかもしれないから一緒にしない」なんて、それは教育じゃない、性的行為がだめというなら、ペナルティーをちゃんと伝えた上で、ルールを守らせる機会を与える、それが教育だと。だから、東京都教育委員会のような、こんな人を信用しないやり方で、複数の同性愛者は一緒に泊まれないということ自体が教育的だとは到底思えないという話をしてくれたんです。裁判官もうなずいて聞いていました。

―― 平成9年の控訴審でも勝訴判決を得られました。

第一審でも証拠を出していたんですが、当時全国に300くらいあった青年の家の多くが、利用者の減少を食い止めるために家族同室での宿泊を認めていて、複数家族での宿泊もできるようになっているところもあった。部屋割りなんて自由で。控訴審ではさらに、自分たちで泊まりに行っちゃえとかと言って、異性愛の男女、同性愛者の男女、いろいろな組み合わせにして宿泊しに行って、写真や領収書を提出したりしました。それから、文部省の「生徒の問題行動に関す

る基礎資料」で同性愛が性非行と位置付けられていたり、「イミダス」なんかの同性愛に関する差別的な記述も、DSM(アメリカ精神医学会による精神障害診断の手引き。1973年のDSM-II第7版より、診断名から「同性愛」を削除)やICD(WHO(世界保健機関)による国際疾病分類。1990年のICD-10採択時に「同性愛はいかなる意味でも治療の対象とはならない」旨明記された)ではこうなっているぞというのを突きつけていって、裁判をやりながら変えていった。1つ崩れると、どんどん変わってゆくというのも面白かったですね。

―― 中川さんは、この事件からどんなものを得たとお考えですか。

アメリカへのリサーチ・ツアーでマット・コールズという弁護士(後のアメリカ自由人権協会(ACLU)レズビアン&ゲイ人権プロジェクトリーダー)から「この裁判は、10年前、20年前に俺たちがやっていたのとまったく同じだ。絶対に、今やっていることが将来大きな流れになる。だからがんばれ」と言って励まされたことが忘れられません。日本でも、角田由紀子さん、二宮周平さんや棚村政行さんが一生懸命応援してくれた。法律家というのはこういうところでつながれるんだということがうれしかったです。

それに、当時10代、20代のアカーのメンバーが、自分たちの未来を自分たちで切り拓こう、そのために社会を変えていこうと頑張っていて、そういう人たちと本気で一緒に仕事ができるとどれほど楽しいかということを感じられたことも大きい。あるメンバーは、提訴の当日、「裁判を起こしたというニュースがNHKで流れれば、地方で孤立している同性愛者も見ますよね、これがやりたかったんですよ」と言っていた。あなたと同じ同性愛者がここにいる、あなたは1人じゃないよというのを全国津々浦々に知らせたいと。そう

いう気持ちでやっている人たちと、弁護士になりたての数年間を頑張ったというのは、本当に幸せな体験をしたなと思う。何かうまくいかないことがあったりすると、でも自分はあの裁判をやったじゃないかと、勝ったとか何とかというよりも、あの裁判を頑張ったじゃないかということを思ったりとか。そういう意味では何か自信というとあれですけど、このことが弁護士を続けていくための力になっています。

―― 平成27年11月, 同性カップルのパートナーシップ 証明制度が渋谷区と世田谷区で始まりました。このこと に関しては、どのように評価をされていますか。

やっぱり画期的なことで、行政が、私たちの社会には同性カップルがいて、困難を抱えているんだということを理解して、それに取り組むんだということを公にしたという意味で非常に大きな一歩だと思います。現時点では婚姻にくっついているような法的メリットのパッケージはないけれども、2人の関係を社会的に祝福する、承認するという、すべての人が「個人として尊重される」という憲法13条につながる意味があるわけです。あのカップルが、私の友達のあの2人がというふうに、社会的に見える存在がだんだん増えていけば、それによって人々の意識も変わり、さらに制度も充実し、同性婚の実現にもつながる。だから、自治体の取り組みがカップルの問題に限らずこれからどんどん広がっていけばいいなと思っています。

―― 最後に、セクシュアル・マイノリティの法律問題に 触れたことがないという弁護士に、伝えたいことはありま すか。

法律家として、何か特殊な知識や経験が必要な分野というわけではないんです。弁護士が日々の業務の中で得た法的なノウハウや経験を存分に生かしていた

だける。性的指向とか性自認とか、セクシュアリティのことについても、最低限の知識は以前に比べたら 簡単に手に入りますし、弁護士会にも委員会があり ます。

ただ、私たちの社会が、その仕組みも常識も、すべて人は「異性を好きになる」「所与の性別と性自認が一致する」という前提で成り立っていて、そこからはみ出す人は差別されたり嘲笑される、そういう中でいろいろな生きづらさを負わされているという現実は認識しておく必要があります。世相を反映して雇用や貧困も大きな問題です。そういう背景をふまえて、一人一人置かれている状況とか経験していることとかが違うので、その方の話をよく聞くというごく当たり前のことだと思います。

あと、僕は裁判所と検察庁と弁護士会館から、ホ モネタ(「あの人ホモ(オカマ)っぽい」等,LGBT を嘲笑、侮辱ないし嫌悪する言動)を追放して安全 な場所にするという取り組みをしたいんですよ。当事 者は、自分が当事者だと気付かれたくないと思えば、 ホモネタで笑うしかない。だけど、自分で自分を笑う ということがどれほど残酷なことか。そこはやっぱり 法律家として、あるいは人間として絶対だめなんだと。 女性に対するセクハラ問題のときも、最初のうちは無粋 だなんだと抵抗する男性もいたけれどそれが当たり前 だとなって行くわけで。施設を管理する三者のトップ が、そういう言動が許されないエリアなんだということ を宣言すればすぐにでもできるはずなんです。それだ けで、どれほど当事者の法律家、当事者の職員の方々 が働きやすくなり市民が安心していられるかということ があると思います。

―― なるほど。ぜひ、弁護士会からそのような取り組みを 始めたいですね。

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談の手応え

両性の平等に関する委員会 委員 野付 さくら (62 期)

本電話相談は、平成26年6月12日、全国の弁護士会で初のセクシュアル・マイノリティ対象の定期電話相談として開始され、認定研修を受けた相談員により運営されている。現在は、毎月1回、第2木曜日17時~19時(TEL.03-3581-5515)で試行されており、来年度からは月2回、第2・第4木曜日(同時刻)の正式実施となることが決定されている。

本電話相談に寄せられる相談の内容は多岐に亘る。 例えば、元パートナーからセクシュアリティをばらすと 脅迫されている、セクシュアリティを理由として賃金切 り下げをされた、セクシュアル・マイノリティのパート ナーとの交際を理由に元夫から親権変更を申し立てら れている等、弁護士が迅速に介入する必要性の高い相 談が多くあった。その他には、パートナーシップの証明 方法(公正証書作成、後見申立等)、性別の取扱いの 変更審判に関する相談などが相当数寄せられた。

セクシュアル・マイノリティの方は, 自身のセクシュアリティについて話すことをためらい, 弁護士への相談に踏み出せないことが多い。本電話相談でも「今まで誰にも相談できなかった」と担当者に打ち明ける相談者も少なくなかった。

「セクシュアル・マイノリティ」に特化した本電話相談は、セクシュアル・マイノリティの法的アクセス障害の解消、人権擁護を大きく前進させる取り組みとして、大きな意義を持っていると考える。志と情熱をもって来年度からの月2回の正式実施に臨み、本電話相談事業を大きく成長させていきたい。この記事をお読みくださった会員の方々にも、是非研修を受けて本電話相談の担当者となり、お力を貸していただきたいと思う。

『両性』の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティ PT について

両性の平等に関する委員会 2013 年度委員長 本多 広高 (58期)

当委員会がLGBTの人権と権利や性的指向・性的自認にもとづく差別について活動をし始めたのは2011年度である。最初に、同年6月6日、委員会内での学習会を開き、10か月の準備を経て、2012年3月24日、弁護士会館3階にて、「『セクシュアル・マイノリティ』はTVの中だけか?カテゴライズされた『男』と『女』」と題してLGBTの権利全般に関するシンポジウムを大江千束氏(LOUD代表同性愛当事者)、上川あや氏(世田谷区議会議員性同一性障害当事者)、谷口洋幸氏(高岡法科大学法学部准教授・国際人権法)、山下敏雅会員(LGBTの人権問題に長年取り組んで来た当会会員)を招いて開催した。このようなシンポジウムは、東弁としても全国の弁護士会の中でも初めてであった。

次に、2012年7月17日に開催された夏期合同研究にて、「セクシュアル・マイノリティの法律相談」について発表を行った。よく相談がなされる問題をテーマとした相談者役と弁護士役の法律相談ロールプレイを通じて、相談のあり方について検討した。

2012年10月23日,山下敏雅会員に講師をお願いして会員向けの研修会を実施したのを最初に、年数回の

LGBTの権利に関する研修を行っている。

以上の準備の期間を経て、2013年11月16日、全国の単位会でも初めての「セクシュアル・マイノリティ電話法律相談」を実施した。この直後に委員会の中で「セクシュアル・マイノリティ」PTを発足させた(電話相談事業についての詳細は上記参照)。

2014年10月・2015年10月には「選択型実務修習」の1コマにてセクシュアル・マイノリティに関する講義を行った。

市民向けの公開学習会として、2014年12月10日、「知ろう考えよう学校現場におけるセクシュアル・マイノリティ〜受け止めて、ありのままの子どもたち〜」を開催した。遠藤まめた氏による講演の後にグループに分かれて参加者各自の知恵と経験を共有した。2015年7月14日の夏期合研では「同性婚を認めないことこそ憲法違反?!」と題して木村草太氏(首都大学東京准教授・憲法学)の講義と委員からの発表を行った。

今後とも性的指向・性的自認による差別を撤廃し 実質的な平等を実現するために当委員会は活動し奉仕 していきたい。